

と比較すると良い（最判平成10年12月17日）。また、墓理法上の墓地経営許可の基準自体はほぼ白紙であっても、都道府県の条例または規則においては、しばしば自転車競技法に基づく許可基準よりは具体的に基準を定めている（最判平成12年3月17日）。

- \* 自転車競技法と同法施行規則による「位置基準」は、具体的な隔離距離を定めているわけではない点に注意。しかし、その「位置基準」たる、「文教又は公衆衛生にかかわる業務上の支障」を受ける周囲の医療施設等は特定できる。そこで本件でも、医療施設等が「健全で静穏な環境の下で円滑に業務を行うことのできる利益」は原告適格を基礎づけるものとされたのである（X1～X3らに原告適格肯定の可能性を認めたのはそのためである）。なお、「1000m基準」は、許可に係る「位置基準」ではなく、規則14条2項が添付を要求した見取図に関する周辺施設の記載条件に過ぎない。原審は、この「1000m基準」を用いて線引きをしようとしたが最高裁は用いなかった。その理由は、鉄道騒音などとは異なり、本件で問題となる生活環境利益は、「来場者の流れや滞留の状況等」という単純な「距離」に還元できない「位置関係」の要素に大きく左右されるものであり、施設からの距離による一律な判断ができないからであろう。

#### ◆最大判平成17年12月7日（小田急高架訴訟：原告適格）

事案：平成6年、建設大臣は、東京都に対し、都市計画法59条2項に基づき、小田急小田原線の喜多見駅付近から梅ヶ丘駅付近までの区間の連続立体交差化を内容とする連続立体交差化することを内容とする都市計画事業の認可及び同区間に沿って付属街路（側道）を設置することを内容とする6つの都市計画事業の認可をし、告示した。Xらは、本件鉄道事業認可に係る事業の事業地の周辺住民であるが、いずれも同事業の事業地内の不動産につき権利を有していない。また、Xらのうち、X1らは本件各付属街路事業の事業地内の不動産につき権利を有するが、それ以外の近隣住民X2らは、本件各付属街路事業の事業地内の不動産につき権利を有していない。Xらは、本件鉄道事業認可は環境面、事業面において優れた地下式を採用せず、Xらに多大な被害を与える高架式を採用したことなどから違法であるとして、その取消しを求めた事件。

##### 【原告適格について】

判旨：ア 都市計画法は、同法59条の規定による認可等うけて行われる都市計画施設の整備に関する事業等を都市計画事業と規定し（4条15項）、その事業の内容が都市計画に適合することを認可の基準の1つとしている（61条1号）。都市計画に関する都市計画法の規定をみると、同法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし（1条）、都市計画の基本理念の1つとして、健康で文化的な都市生活を確保すべきことを定めており（2条）、都市計画の基準に関して、当該都市について公害防止計画が定められているときは都市計画がこれに適合したものでなければならぬとし（13条1項柱書き）、都市施設は良好な都市環境を保持するように定めることとしている（同項5号）。また、同法は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし（16条1

項)、都市計画を決定しようとする旨の公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができるものとしている(17条1項、2項)。

- イ また、上記の公害防止計画の根拠となる法令である公害対策基本法は、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とし(1条)、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを公害と定義した上で(2条)、国及び地方公共団体が公害の防止に関する施策を策定し、実施する責務を有するとし(4条、5条)、内閣総理大臣が、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、公害防止計画の基本方針を示して関係都道府県知事にその策定を指示し、これを受けた関係都道府県知事が公害防止計画を作成して内閣総理大臣の承認を受けるものとしている(19条)(なお、その後改正により、内閣総理大臣が上記と同様の地域について関係都道府県知事に公害防止計画の策定を指示し、これを受けた関係都道府県知事が公害防止計画を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならないとしている(17条)。また、現在は環境大臣が同様の指示を行い知事が公害防止計画を作成し、環境大臣に協議しその同意を得なければならないことになっている。)。公害防止計画に関するこれらの規定は、相当範囲にわたる騒音、振動等により健康又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずることを趣旨及び目的とするとして、都市計画法13条1項柱書きが、都市計画は公害防止計画に適合しなければならない旨を規定していることからすれば、都市計画の決定又は変更にあたっては、上記のような公害防止計画に関する公害対策基本法の規定の趣旨及び目的を踏まえて行われることが求められるものというべきである。さらに、東京都においては、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、これらの結果について公表すること等の手続に関し必要な事項を定めることにより、事業の実施に際し公害の防止等に適正な配慮がされることを期し、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、本件条例(東京都公害防止条例)が制定されている。本件条例は、東京都知事が、良好な環境を保全し、都民の健康で快適な生活を確保するため、本件条例に定める手続が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない基本的責務を負うものとした上で(3条)、事業者から提出された環境影響評価書及びその概要の写しを対象事業に係る許認可権者(都市計画の決定又は変更の権限を有する者を含む。2条8号)に送付して(24条2項)、許認可等を行う際に評価書の内容に十分配慮するよう要請しなければならないとし(25条)、対象事業が都市計画法の規定により都市計画に定められる場合においては、本件条例による手続を都市計画の決定の手続に合わせて行うよう努めるものとしている(45条)。これらの規定は、都市計画の決定又は変更の際に、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものということができる。
- ウ そして、都市計画事業の認可は、都市計画に事業の内容が適合することを基準としてされるものであるところ、前記アのような都市計画に関する都市計画法の規定に加えて、前記イの公害対策基本法等の規定の趣旨及び目的をも参酌し、併せて、都市計画法66条が、認可の告示があった

ときは、施行者が、事業の概要について事業地及びその付近地の住民に説明し、意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならないと規定していることも考慮すれば、都市計画事業の認可に関する同法の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的とするものと解される。

エ 都市計画法又はその関係法令に違反した違法な都市計画の決定又は変更を基礎として都市計画事業の認可がされた場合に、そのような事業に起因する騒音、振動等による被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が事業地に接近するにつれて増大するものと考えられる。また、このような事業に係る事業地の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。そして、都市計画事業の認可に関する同法の規定は、その趣旨及び目的にかんがみれば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、前記のような被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものと言わざるを得ない。

オ 以上のような都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が都市計画事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等を考慮すれば、同法は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益的見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものと言わなければならない。

カ 以上の見解に立って、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格についてみると、前記事実関係等によれば、(Xらの一部の者)は、いずれも本件鉄道事業に係る関係地域内である上記各目録記載の各住所地に居住しているというのである。そして、これらの住所地と本件鉄道事業の事業地との距離関係などに加えて、本件条例2条5号の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として東京都知事が定めるものであることを考慮すれば、上記のXらについては、本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である。

## &lt;本件鉄道事業認可について&gt;

事業地内に居住する者で、騒音・振動等により、健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者（事業地内の不動産に権利を有するかどうか問わない）	原告適格肯定
事業に係る関係地域外に居住する者	原告適格否定

## &lt;本件付属街路事業認可につて&gt;

各付属街路事業地内に不動産につき権利を有する者	原告適格を肯定
各付属街路事業地内に不動産につき権利を有しない者	原告適格を否定

- \* 本判決が判例変更した最判平成11年11月25日（環状6号線訴訟）は、保護範囲要件ではなく、個別保護要件を否定したものと解されている。都市計画の基準である「都市環境の保持」には、環境利益の保護が含まれることは否定できないからである。そこで問題は、個別保護要件が否定された理由である。
- \* 個別保護要件を否定する理由として、①「性質上個々人に帰属させることができない」とか、②「不利益が性質上特定の人的範囲に集中せず分散する」というものがあげられる。しかし、環状6号線が周辺住民にもたらす大気汚染による健康被害等は、そこまで言いきれるか疑問である。
- \* この点、都市計画法が大気汚染防止などに係る「環境利益」を、独立の（構成）要件を定めて他の利益から区別して保護しておらず、あくまでも多様な利益を総合的に考慮・衡量して計画を形成する際の一考慮要素として保護しているに過ぎないことにあったと思われる。例えば、原子炉等規正法24条1項4号は、原子炉設置許可の要件として、「災害の防止上支障がないものであること」を挙げ、他の諸利益とは区別して独立の要件により安全の利益を保護しようとしていると読める。しかし、都市計画法13条1項11号は、都市施設に関する都市計画の要件として、「都市環境保持」を挙げているが、「都市環境」には、環境利益のほかにも、交通、衛生、治安、経済、文化、生活便益など、相互に衝突する可能性のある諸利益を総合的に考慮・衡量することが予定されている。法令上、「環境利益」のみを他の諸利益と区別して「特別扱い」すべき規定がないのである。このことが「環境利益」は、あくまでも「公益に留まる」と判断された大きな理由であろうと思われる。
- \* では、なぜ本判決は個別的利益として認めたのだろうか。本判決が引用する都市計画法の条文は、環状6号線訴訟が引用した条文とかわらない。重要なのは、公害対策基本法・公害防止計画との関係である。この見方が変わったのである。

## &lt;都市計画法13条1項が都市計画決定と公害防止計画の「適合」を要請する趣旨&gt;

環状6号線訴訟（最判平成11年11月25日）	都市計画決定の内容が、公害防止計画の「妨げとならない」、ものであればよい（整合性）。
小田急高架訴訟（最大判平成17年12月7日）	両者の「整合性」のみならず、趣旨目的を「共通にする」ことをも意味すると解釈。

この結果、都市計画決定の際に、公害防止計画が目指す「著しい公害を防止する利益」を常に重要なものとして考慮・衡量しなければならないことになった。「著しい公害を防止する利益」が、都市計画決定にあたり考慮すべき他の諸利益よりも、実体法上優遇されることになったと言える。

- \* 更に、「東京都環境影響評価条例」を判決は援用した。都市計画決定にあたり、上記のように公害防止の利益を特別なものとして考慮・衡量しなければならないとされ、条例が環境影響評価手続をそのために予定しているとなれば、条例による環境影響評価の結果を考慮に入れるべきことになる。
- \* 以上より、都市計画法自体からは、「都市環境保持」の一考慮要素に過ぎないはずの「公害防止の利益」は、都市計画決定にあたり考慮される他の諸利益から区別され独立に（公害防止計画の読み込み）、条例による環境影響評価手続という特別な手続により考慮・衡量される（東京都環境影響評価条例の存在）ことになる。その意味で、行政計画策定の衡量過程において、他の諸利益から切り離され、実体法上・手続法上優遇されることになったのである。

## &lt;個別保護要件につき、本判決から読み取れること&gt;

一見、他の諸利益と並んで総合考慮する際の一考慮要素にしか見えない場合であっても、他の利益より何らかの意味で優遇して衡量・考慮することが法制度上要請されている法益については、独立の（構成）要件により保護すべき利益として特別扱いされていなくても、個別保護要件、ひいては原告適格を否定されない。

## &lt;各付属街路事業に関する原告適格&gt;

付属街路は、鉄道事業による沿線の日照への影響を軽減することのほか、沿線地域内の交通の処理や災害時の緊急車両の通行に供すること、地域の街づくりのために役立てること等を目的に設置される。それ自体が、何らかの健康被害を周辺住民に及ぼすものではない。このことから、各付属街路事業の事業地内の不動産につき権利を有する者についてのみ、原告適格を肯定した。

## 8. まとめ原告適格の論じ方

「X 1、X 2 らに原告適格が認められるか」

↓

まず、問題文中の事実関係から、X 1、X 2 がそれぞれどのような利益を主張できそうか、あたりをつける。

↓

例：X 1 は、飲料に用いているから健康上の利益、X 2 は、農業用の取水権（財産権）

↓

添付資料（法令）を読み、これらの「権利・利益」を基礎づけると言えそうな条項を探す。

\* ここまでが答案構成段階の作業。次に答案作成上の作業について。

「法律上保護された利益」説の論証。

X 1 および X 2 は、本件許可について取消訴訟（行訴法 3 条 2 項）を提起しようと考えているが、X 1 らに原告適格（9 条 1 項）が認められるか、X 1 らは本件許可処分の名宛人ではないことから問題となる。

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、または必然的に侵害される恐れのある者をいう。そして法律上保護された利益を有するかは、当該処分の根拠法規が不特定多数者の具体的利益を、一般的公益の中に吸収解消させるにとどまらず、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべき趣旨を含むかにより判断される。以下、X 1、X 2 が「法律上の利益を有する者」に当たるか検討する。

↓

本件における「関係法令」（行訴法 9 条 2 項）は何かを認定する（根拠規範たる法律との間に委任関係があれば問題ないが、そうではないときには説明がいる）

↓

検討すべき権利利益につき、以下の順に検討する

- ① 公益レベル（保護権利レベル）
- ② 個々人の個別的権利レベル
- ③ X 1、X 2 の主張する権利利益への当てはめ

\* ①②は、あくまでも「法令の解釈」の話であって、X 1 らの個別事情は持ち出さないこと。

\* 具体的な帰結としては、以下の何れかが、問題になると思われる。

	保護範囲要件	個別保護要件	不利益要件
パターン1	公益として保護されている。	個別的利益としても保護されている。	ある個人に直接不利益が生じている
パターン2	公益として保護されている。	個別的利益としても保護されている。	直接不利益が生じている とはいえない（その人は無関係）
パターン3	公益として保護されている。	個別的利益としてまでは保護されていない （公益に吸収）	

そもそも公益としてすら保護されていないような権利利益をわざわざ持ちだすのは問題である。